

居宅介護支援事業所おくだ

運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 医療法人岡田内科が開設する居宅介護支援事業所おくだ(以下「事業所」という。)が居宅介護支援事業(以下「事業」という。)の運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護者に対して、適切な保険医療サービス及び福祉サービス、地域住民等による自発的な活動によるサービス等が効率的且つ効果的に行われるよう、居宅サービス計画書を作成し、要介護状態の軽減、悪化の防止及び要介護化の予防等に資することを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の状態、その置かれている環境等に応じて、要介護者等の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき、適切な保険医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的且つ効率的に提供されるよう居宅サービス計画の作成を行い、又、必要に応じて、居宅サービス計画の変更を行う。
- 2 被保険者の要介護認定等に係る申請について、利用申請者の意思を踏まえ、必要な協力を行う。
 - 3 要介護者等が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活をいとなむことができるよう配慮して行う。
 - 4 サービス担当者会議を開催し、サービス担当者から専門的見地からの意見を求め、居宅サービス等が効果的、効率的に機能するよう努める。
 - 5 事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行い、要介護者等に対し、サービスの提供に方法等について、理解しやすいように説明を行う。
 - 6 事業所は、毎月岡山県及び国民健康保険団体連合会に対し、法定代理受領サービスとして、位置づけられたものに関する情報を記載した文書を提出する。
 - 7 事業所は、岡山県及び国民健康保険団体連合会に対し、居宅サービス計画に位置づけられた居宅サービスに係る特例居宅サービス計画費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を提出する。
 - 8 事業所は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付する。
 - 9 事業所は、指定居宅介護支援を受けている利用者が、次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付して、岡山県に通知する。

(1) 正当な理由なしに、介護保険法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わない等により、要介護状態等の程度を増進させたと認められたとき。

(2) 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

10 事業の実施に当たっては、関係市町村、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、地域包括支援センター等との綿密な連携を図り、継続的に総合サービスが提供されるように努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 居宅介護支援事業所 おくだ

(2) 所在地 岡山市北区奥田本町13番8号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事務所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管 理 者 1名 (常勤・兼務)

管理者は、事業所の介護支援専門員、その他の職員の管理、事業の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他管理を一元的に行うとともに、自らも事業の提供に当たるものとする。

(2) 介護支援専門員 2名 (常勤2名)

1) 介護支援専門員は、要介護者に対して、居宅サービス計画書を作成する。

2) 要介護認定に係る申請について、必要な協力を行う。

3) 関係市町村から要介護認定訪問調査実施の依頼があった場合は、訪問調査を行う。

4) 利用者44名、又はその端数を増すごとに1名を基準とする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営 業 日 月曜日から金曜日までとする。但し、国民の祝日、国民の休日、振替休日及び8月13日から8月15日まで及び12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前9時00分から午後17時00分までとする。

(3) そ の 他 営業日及び営業時間外における、電話等による事案に対応するため、連絡が可能な体制とする。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 居宅介護支援の提供方法及び内容は、次のとおりとし、居宅サービス計画を作成したときの利用料は、介護報酬告示上の額によるものとする。なお、通常の実施地域以外の居宅を訪問して行う、指定居宅介護支援に要した交通費は徴収しない。

2 提供方法は、次のとおりとする。

- (1) 介護支援専門員は、身分を証する書類を携行し、初回訪問時又は利用者若しくはその家族から求められたときは、これを提示するものとする。
- (2) 居宅介護支援の提供を求められたときは、利用者の被保険証による被保険者資格と要介護認定等の有効期限の確認を行うものとする。
- (3) 要介護認定の申請が行われているかを確認し、行われていない場合は被保険者の意志を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。
- (4) 要介護認定等の更新は、現在の要介護認定等有効期限が満了する1ヶ月前に行われるよう必要な援助を行う。
- (5) その他第2条の運営方針に基づいて処理する。

3 内容については、次のとおりとする。

(1) 居宅サービス計画の作成

- 1) 利用者への情報提供
- 2) 利用者の実態把握
- 3) 居宅サービス計画の原案作成
- 4) 担当者連絡会議の開催
- 5) 利用者の同意

(2) サービスの実施状況の継続的な把握及び評価

(通常の実業の実施区域)

第7条 通常の実施区域は、岡山市の区域とする。(但し、旧御津町、旧灘崎町、旧建部町、旧瀬戸町は実施しない)

(その他の運営に関する重要事項)

第8条 事業者は、介護支援専門員の資質向上を図るため、研修の機会を設けるものとし、又、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- (2) 継続研修 年間 4回

2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を守秘するものとする。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を守秘させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を守秘すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

- 4 事業所の会計年度は、医療法人の会計年度に合わせ、毎年7月1日から翌年6月30日までの期間とする。
- 5 事業所の運営規定の概要、介護支援専門員、その他の職員の勤務体制、サービスの選択に必要な重要事項を見やすい場所に掲示する。
- 6 介護支援専門員は、利用者に対し、特定の在宅サービス事業者等によるサービス利用の強要又は当該事業者から、その代償として金品その他財産上の利益を収受してはならない。
- 7 事業所には、設備、備品、職員及び会計に関する諸記録、その他の指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備するとともに、その完結の日から5年間保存する。
- 8 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人岡田内科の管理者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(事故発生時の対応及び損害賠償)

第9条 事業者は利用者に対する介護サービスの提供にあたって事故が発生した場合は速やかに利用者の家族等関係者に連絡を行うと共に、必要な措置をとります。

- 2 事業者はサービス提供にともなって事故が発生した場合は利用者に対してその損害を賠償します。但し、事業者側に故意、過失がない場合はこの限りではありません。

- 3 事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入します。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 事業者は、虐待の発生及び再発を防止するため、下記に掲げる措置を講じる。

- (1) 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施する。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

- 2 前項第1号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

- 3 事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たり、当該事業所及び居宅サービス事業所の従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(成年後見制度の活用支援)

第11条 事業者は、適正な契約手続きを行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行うものとする。

(苦情解決体制の整備)

第 12 条 事業者は、指定居宅介護支援の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を怠るものとする。

- 2 事業者は、指定居宅介護支援の提供に関し、法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業者は、提供した指定居宅介護支援に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

附 則

この規程は、平成 13 年 5 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 20 年 9 月 11 日から施行する。

この規程は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 23 年 1 月 20 日から施行する。

この規程は、平成 23 年 4 月 20 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 2 年 3 月 15 日から施行する。

この規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

以 上

